ガイダブルジョブス

2026年最新版





19 業種まるごと

特定技能

まるわかりガイド







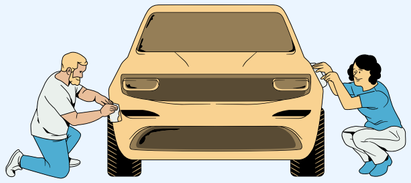









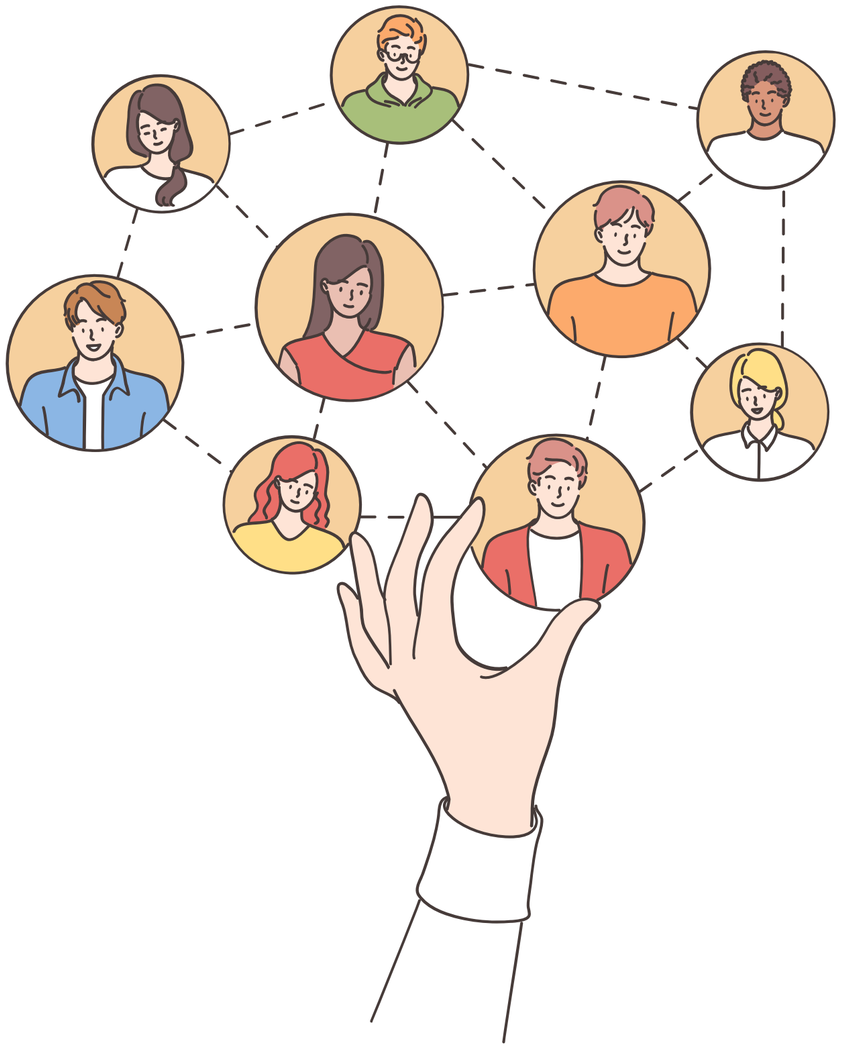

「特定技能」まるわかりガイドとは？

近年、日本では少子高齢化の影響により深刻な人手不足が続いています。
特に外食、介護、製造などの分野では担い手が不足しており、その解決策のひとつとして2019年に新設された在留資格「特定技能」が注目されています。

本ホワイトペーパーは、特定技能制度の全体像をわかりやすく整理し、採用企業が押さえておくべきポイントを一冊で理解できるようにまとめたガイドです。
これから外国人材の活用を検討する人事・採用担当の方に向けて、制度の基礎知識から実際の雇用までの流れを体系的に解説します。

この資料から、以下の内容を理解いただけます：

- 特定技能の概要
- 業種ごとの解説
- 雇用の流れや費用
- Guidableのサービスについて

目次

01 「特定技能」の概要、受け入れ状況など p.4-8

02 19業種における特定技能について p.9-18

介護 p.9
ビルクリーニング p.9
工業製品製造業 p.10
建設 p.10
造船・舶用工業 p.11
自動車整備 p.11
航空 p.12
宿泊 p.12
自動車運送業 p.13
鉄道 p.13
農業 p.14
漁業 p.14
飲食料品製造業 p.15
外食業 p.15
林業 p.16
木材産業 p.16
リネンサプライ p.17
物流倉庫 p.17
資源循環 p.18

03 雇用の流れ、受け入れ費用相場、よくある質問 p.19-22

04 Guidable特定技能について p.23-24

「特定技能」とは？

2019年4月に創設された、日本国内で人手不足が深刻とされている特定産業分野（19分野）において、
即戦力となる外国人材の就労が可能になった在留資格です。

特定技能のポイント

- **特定技能には1号と2号がある**
- **1号は19分野（うち3分野は準備後に開始予定）、2号は11分野**
- **リネンサプライ・物流倉庫・資源循環は準備が整い次第、受入れ開始予定**
- **基本的には試験の合格が取得の要件。学歴は不要**
- **試験は分野ごとに異なる**

特定技能人材の動向

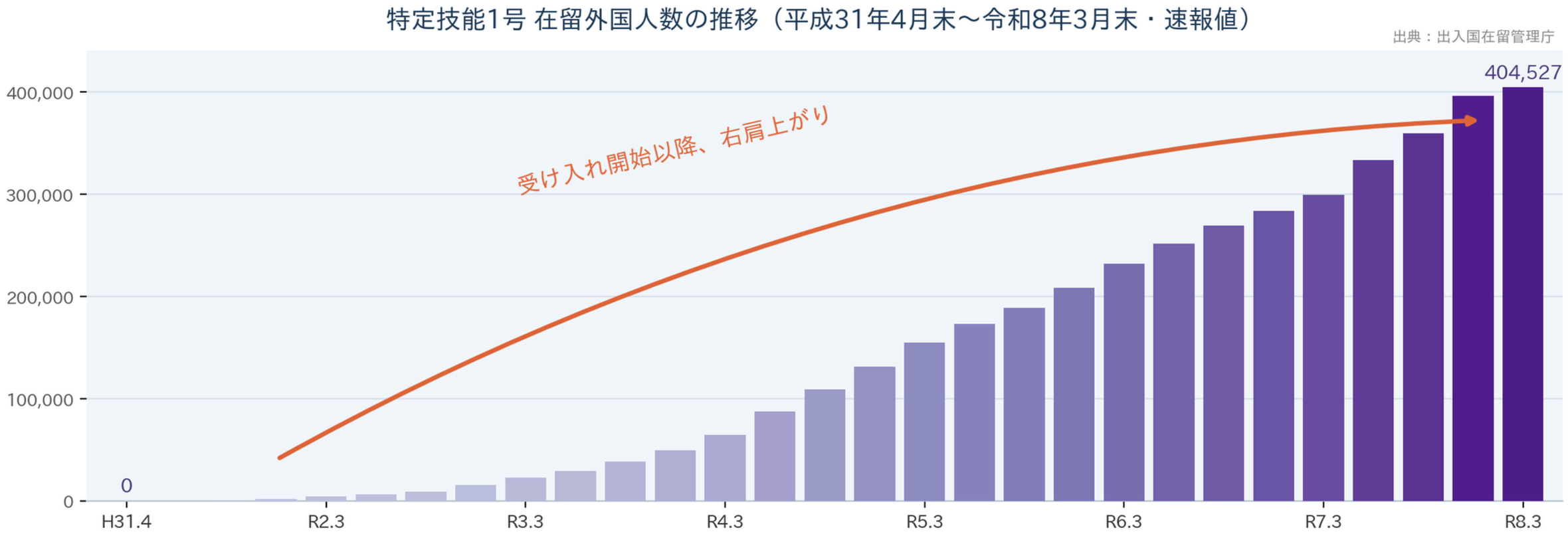

•2019年（平成31年）4月に受け入れが可能になって以降、**右肩上がり**で在留資格「特定技能」の在留外国人は増えている事がわかる。

今後も「特定技能」の在留者が増える理由

①育成就労制度の施行により、特定技能1号を目指す人の増加が見込まれる
②特定技能2号で受け入れ可能分野が拡大
③現在の在留者（約40万人）は上限80万5,700人の約5割で、なお倍近い受入れ余地がある

出典：外国人労働者に関する制度概要 | 出入国在留管理庁

特定技能1号・2号は何が違う？

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	最大5年	無期限 （更新は3年・1年・6ヶ月ごと）
支援	受け入れ機関または、 登録支援機関による支援の対象	支援の対象外
家族帯同	原則不可	要件を満たせば可能
日本語水準	業務に必要な日本語力を試験で確認 （日本語能力試験N4以上）	試験での確認不要
技能水準	特定技能1号評価試験合格	特定技能2号評価試験合格 ＋ 監督者として一定の実務経験を積む

特定技能1号の共通のルール（全業種）



全業種共通で、要件は2つあります。
ひとつは**日本語試験**（たとえばJLPT N4やJFT-Basic）に合格すること。もうひとつは**技能試験に合格する**ことです。

働ける範囲は分野ごとに決められた「業務区分」に限られます。異なる区分の仕事を継続して任せることは認められていません。
また、労働条件は日本人と同じかそれ以上でなければならず、社会保険への加入、適切な労働時間、安全衛生の確保も必須です。

全職種一覧

特定技能1号

介護

自動車運送業

鉄道

林業

木材産業

新規分野

リネンサプライ

物流倉庫

資源循環

特定技能2号

建設

造船・舶用工業

ビルクリーニング

工業製品製造業

自動車整備

航空

宿泊

農業

外食業

飲食料品製造業

漁業

介護



現状

74,745人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

・身体介護等（介護を受ける人の状況にあわせて入浴、食事、排せつを助けること等）
・身体介護等に関係して助けが必要なしごと（レクリエーションの実施、リハビリテーションの補助等）

所管

厚生労働省

ポイント

2025年4月から訪問系サービスも就労可能。
ただし特定技能2号の対象外です。

ビルクリーニング



現状

9,202人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の物質を排除し、清潔さを維持する業務。

所管

厚生労働省

ポイント

業者登録と分野協議会への加入が必要

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

工業製品製造業



現状

59,038人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

鋳造／鍛造／ダイカスト／機械加工／金属プレス加工／鉄工／工場板金／
仕上げ／プラスチック成形／機械検査／機械保全／電気機器組立て／塗装／溶接／工業包装／強化プラスチック成形／金属熱処理業

所管

経済産業省

ポイント

2025年から受入事業所はJAIMへの加入が義務化

建設



現状

51,055人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

型枠施工／コンクリート圧送／トンネル推進工／
建設機械施工／土工／鉄筋施工／とび／海洋土木工

その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業

所管

国土交通省

ポイント

JAC（建設技能人材機構）への加入、CCUS登録、建設業許可が必要

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

造船・舶用工業



現状

11,471人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

溶接／塗装／鉄工／とび／配管／船舶加工

所管

国土交通省

ポイント

分野協議会加入が必要

自動車整備



現状

4,925人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務（電子制御装置の整備や鈑金塗装など）の基礎的な業務

所管

国土交通省

ポイント

自動車特定整備事業の認証と分野協議会加入が必要

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

航空



現状

2,577人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

指導者やチームリーダーの下に行う
・航空機地上走行支援業務
・手荷物・貨物取扱業務
・手荷物・貨物の航空機搭降載業務
・航空機内外の清掃整備業務

・運航整備（空港に到着した航空機に対して、次のフライトまでの間に行う整備）
・機体整備（通常1～1年半毎に実施する、約1～2週間にわたり機体の隅々まで行う整備）
・装備品・原動機整備（航空機から取り下ろされた脚部や動翼、 飛行・操縦に用いられる計器類等及びエンジンの整備）

所管

国土交通省

ポイント

分野協議会加入が必要

宿泊



現状

2,207人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

・フロント業務（チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配等）
・企画・広報業務（キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信　等）
・接客業務（旅館やホテル内での案内、宿泊客からの問い合わせ対応 等）
・レストランサービス業務（注文への応対やサービス（配膳・片付け）、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務　等）

所管

国土交通省（観光庁）

ポイント

旅館業法の許可と分野協議会加入が必要。
対象外施設もあるため注意

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

自動車運送業



現状

333人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

・運行業務（運行前後の車両点検、安全な旅客の輸送、乗務記録の作成等）
・接遇業務（乗客対応等）
（バス、タクシー運転者）

・運行業務（運行前後の車両点検、安全な貨物の輸送、乗務記録の作成等）
・荷役業務（荷崩れを起こさない貨物の積付け等）
（トラック運転者）

所管

国土交通省

ポイント

分野協議会加入が必要。免許取得期間には特定活動ビザを利用

鉄道



現状

59人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

- 軌道整備（軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）
- 電気設備整備（電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）
・車両整備（鉄道車両の整備業務等）
・車両製造（鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等）
・運輸係員（駅係員、車掌、運転士等）

所管

国土交通省

ポイント

分野協議会加入が必要

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

農業



現状

39,950人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

- 各作物に応じた土壌づくり
- 施肥作業
- 種子、苗木の取扱い
- 資材、装置の取扱い
- 栽培に関する作業
- 安全衛生業務　等
- 各畜種に応じた器具の取扱い
- 個体の取扱い、観察
- 飼養管理
- 生産物の取扱い
- 安全衛生業務　等

所管

農林水産省

ポイント

分野協議会加入が必要。派遣形態での受入れも可能

漁業



現状

4,842人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

（漁業区分）
漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等

（養殖区分）
養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等

所管

農林水産省

ポイント

分野協議会加入が必要。派遣形態での受入れも可能

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

飲食料品製造業



現状

96,367 人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

・原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥などの、生産に関わる一連の作業など
・業務で使う機械の安全確認や、作業者の衛生管理などの、業務上の安全衛生と食品衛生を守るための業務

所管

農林水産省

ポイント

HACCPに基づく衛生管理と分野協議会加入が必要

外食業



現状

47,714 人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

・飲食物調理（客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの）
・接客（客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの）
・店舗管理（店舗の運営に必要となる上記２業務以外のもの）

所管

農林水産省

ポイント

分野協議会加入が必要。対象外施設もあるため注意

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

林業



現状

8 人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

・苗木を植え、樹木を育てる作業
・丸太を生産する作業 等

所管

農林水産省

ポイント

分野協議会加入が必要

木材産業

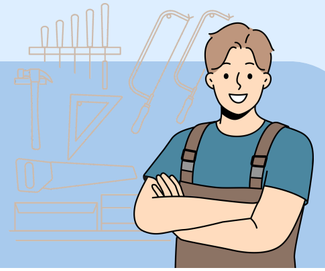

現状

34 人

（令和8年3月末）

従事する主な業務

製材／単板（ベニヤ）製造／木材チップ製造／合板製造／集成材製造／プレカット加工／銘木製造／床板製造

所管

農林水産省

ポイント

分野協議会加入が必要

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）

リネンサプライ（新）



見込

4,300人

（受入れ見込数）

従事する主な業務

・リネン類（ホテルリネン、病院・福祉リネン等）の契約先への貸し出し
・使用済みリネン類の回収・洗濯仕上げ・納品業務

・必須業務：仕上げ作業（機械投入・検品・結束・包装・機械操作・機械メンテナンス・ライン管理／指導）、安全衛生業務
・関連業務：入荷・仕分け、洗濯、手投入・手畳み、染み抜き、補修、出荷準備

所管

厚生労働省

ポイント

受入れ事業所は「日本リネンサプライ協会の衛生基準」または「医療関連サービス振興会の認定基準」の認定取得が条件となる見込み。

物流倉庫（新）



見込

11,400人

（受入れ見込数）

従事する主な業務

倉庫業者・貨物自動車運送事業者・荷主が使用する施設での、物品の搬入・搬出、仕分け、流通加工、入出荷検品、積み卸し・積み直し、在庫管理、物流機器の操作・点検・管理、作業全般の管理等

所管

国土交通省

ポイント

受入れ機関は倉庫業者・その業務委託先・貨物自動車運送事業者が対象。
3分野で受入れ見込数が最多。

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）　出入国在留管理庁｜特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野（新たに追加等を行う分野等）の詳細（案）

資源循環（新）



見込

900人

（受入れ見込数）

従事する主な業務

廃棄物処理施設における廃棄物の処分に従事する業務（業務区分は「廃棄物処分業（中間処理）」）。有害物質・感染性廃棄物・引火性物質など多様な廃棄物を、廃棄物処理法等の規定に沿って安全に処理。

所管

環境省

ポイント

受入れ事業所は「中間処理の許可を持つ事業所」かつ「安全衛生担当（安全衛生管理者等）を配置した事業所」に限定される見込み。

新3分野 共通の注意点

いずれも**2027年度（令和9年度）以降の受入れ開始予定**で、試験・上乗せ基準は整備中のため現時点では採用不可。

特定技能で労働者派遣が認められるのは農業・漁業のみで、これら３分野は**直接雇用**が前提です。

参考：出入国在留管理庁｜外国人労働者に関する制度概要（令和8年7月1日更新）　出入国在留管理庁｜特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野（新たに追加等を行う分野等）の詳細（案）

就労開始までの流れ（①日本国内に在留している外国人の採用）

STEP 1 試験に合格

STEP 2 特定技能外国人と雇用契約を結ぶ。※１

STEP 3 特定技能外国人の支援計画を策定する。

STEP 4 在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理局へ行う。※２

STEP 5 「特定技能１号」へ在留資格変更

STEP 6 **就労開始**

※1　契約締結後に実施

・受け入れ機関等による事前ガイダンス
・健康診断 等

※2　主な添付資料

・受入れ機関の概要
・特定技能雇用契約書の写し
・１号特定技能外国人支援計画
・日本語能力を証明する資料
・技能を証明する資料 等

参考：特定技能ガイドブック

就労開始までの流れ（②海外から来日する外国人の採用）

STEP 1	試験に合格
STEP 2	特定技能外国人と雇用契約を結ぶ。
STEP 3	特定技能外国人の支援計画を策定する。
STEP 4	在留資格認定証明書交付申請を地方出入国在留管理局へ行う。
STEP 5	在留資格認定証明書受領
STEP 6	在外公館に査証（ビザ）申請
STEP 7	査証（ビザ）受領
STEP 8	入国
STEP 9	**就労開始**

育成就労制度への移行に伴い、これまで技能実習2号を修了した人に認められていた「試験免除（無試験）での特定技能1号への移行ルート」は**原則廃止**。

今後はすべての人が「技能試験」と「日本語試験」の**両方に合格することが必須**（義務化）になります。

参考：特定技能ガイドブック
出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」

受け入れ費用相場まとめ

	種類	相場	補足
採用に関わる費用	人材紹介手数料	**約30-60万円**	送り出し機関への手数料を含む
特定技能外国人在留資格申請、支援による費用	在留資格申請	**約10-20万円**	在留資格申請や支援業務を委託する場合
	在留期間更新の申請	**約3-6万円**	
	義務的支援委託	**約2-4万円**	
特定技能外国人本人に支払う費用	入国時の渡航費用 ※1	**約5-10万円**	※1 本人負担も可 ※2 同じ業務を行う日本人と同等又はそれ以上に設定
	住居の準備費用 ※1	-	
	給与・福利厚生	- ※2	
	健康診断費用	**1万円程度**	

よくある疑問

Q 協議会とはなんですか。

特定技能制度の適切な運用を図るため分野ごとに設置されるものであり、特定技能所属機関は在留諸申請の前に必ず構成員となる必要があります。

Q 特定技能外国人に支払うべき給与水準は？

特定技能外国人の報酬額については、日本人が同等の業務に従事する場合の報酬額と同等以上であることが求められます。

Q 雇用契約の期間に制約はありますか。

雇用期間について、入管法上、特段の定めはありませんが、１号特定技能外国人については、通算で在留できる期間の上限が５年となっていますので、これを超える期間の雇用契約を締結した場合でも、５年を超える期間については在留が認められないこととなりますので留意してください。

Q 技能実習中の外国人を特定技能の在留資格で採用することは可能ですか。

技能実習生は、技能実習計画に基づいて技能等を修得等するための活動を行うものであり、技能実習計画を終了していない実習中の外国人の場合は、技能実習という在留資格の性格上、特定技能への在留資格の変更は認められません。

Q 入国前の事前ガイダンスでは例えばどのような情報を提供すればよいのですか。

特定技能雇用契約に盛り込まれる特定技能外国人が従事する業務の内容や報酬の額等の労働条件に関する事項のほか、保証金の徴収や契約不履行に伴う違約金を定める契約を結ぶことは違法であることなどの情報を提供する必要があります。

Q 特定技能外国人を雇い入れるに当たり、往復の航空運賃は受入れ機関が負担しなければなりませんか。

法務省令において、外国人が帰国費用を負担できない場合には、受入れ機関が費用を負担することと定められています。なお、送出国の法令において、渡航費など受入れ機関が負担すべき費用に関して定めがある場合があります。送出国の法令に関しては、駐日大使館に御確認下さい。

特定技能制度に関するＱ＆Ａ（出入国在留管理庁）より一部引用

Guidable 特定技能

現地の
送り出し機関

マッチング

日本の
受入企業様

登録

応募



掲載

採用

特定技能
外国人

特定技能外国人の「迅速で確実」な採用へ

選ばれる 4 つの理由

Point 01

働きたい人がすぐに見つかる

多くの応募が海外の送り出し機関から集まるため、質の高い候補者に出会えます。

Point 02

高いマッチング率

条件やニーズから適切な人材を確実に見つけることができます。

Point 03

採用時間を大幅に短縮

面接までの時間を短縮することで採用までの時間を大幅に短縮します

Point 04

必要な採用を低コストで

成果報酬なので採用が決まるまで基本無料でご利用いただけます

御社の採用活動にお役立て頂けますと幸いです。

「助成金と合わせて、安心して外国人採用をはじめたい！」
という企業様はぜひ一度ご相談ください。

↓お問い合わせ・サービス関連の資料請求はこちらから↓

https://guidablejobs.jp/#contact